

平成24年流山市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成24年1月26日(木)  
開会 午前 10時00分  
閉会 午後 0時10分
- 2 場 所 流山市役所庁議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄  
委員長職務代理者 辻 孝  
委 員 加藤 和代  
委 員 小林 晃一  
教 育 長 後田 博美
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席職員 学校教育部長 杉浦 明  
学校教育部次長兼教育総務課長 石本 秀毅  
学校教育課長 亀田 孝  
指導課長 鈴木 克巳  
生涯学習部長 友金 肇  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 直井 英樹  
公民館長 戸部 孝彰  
図書・博物館長 鈴木 忠  
教育総務課小中学校併設校建設準備室長 豊島 茂行
- 6 事務局職員 教育総務課長補佐 平川 誠治  
教育総務課庶務係長 大作 正巳  
教育総務課庶務係主査 新倉 英之
- 7 議案等  
議案  
第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
第2号 流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例の原案について  
て  
請願  
第1号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を  
要求せる請願書
- 8 議事の内容

(開会 午前10時)

教育長

開会に先立ちまして、私から一言申し上げます。平成23年12月31日をもちまして、松浦前委員長が任期満了により教育委員を退任されました。そして、12月定例市議会で同意を得て新たに教育委員に就任された小林晃一委員が、本日から出席されております。空席となっておりました委員長の選挙を先ほど行いまして、奈良文雄委員が新委員長に就任されました。合わせて、委員長職務代理者に辻孝委員が、会議録署名委員に加藤和代委員が指定されたことを御報告いたします。ここで、小林委員を紹介します。

(小林委員が挨拶を行う)

委員長

ただいまから、平成24年流山市教育委員会議第1回定例会を開会します。まず、平成23年流山市教育委員会議第12回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

(特になし との声あり)

委員長

特になしということですので、承認ということにします。それでは、教育長報告をお願いします。

教育長

まず、放射線問題への対応についてお手元に資料をお配りしております。現在、流山市除染実施計画が検討されておまして、間もなく、市のホームページ等で公表される予定です。その内容ですが、子どもたちが多く利用する施設である小中学校、保育所、幼稚園等を対象に追加被曝線量をできる限り減らすために、落ち葉の除去、除草、枝葉の剪定、雨どい、側溝等の洗浄、校庭等の表土の除去等を実施することとなっております。除染の目標は、追加被曝量を年間1ミリシーベルト未満を目指すことであり、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染関係ガイドラインの内容を踏まえて、地上50センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指すこと、さらに本市独自の取組として、子どもたちが多く利用する施設では、地上5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ることとしており、平成23年度、平成24年度の2箇年をかけて実施することで検討しております。検討していると申しますのは、今後、環境省からガイドライン等について最終的な方向が示される予定ですので、これに合わせて実施していくということです。ただし、前回の教育委員会議でも申し上げましたが、本市の場合は地上5センチメートルで対応していくということと、現段階で毎時0.23マイクロシー

ベルトを下回っている学校もありますが、それでも原発事故前と比較すると高いので、全校を対象として除染をしていく方向で進めております。

次に、1月8日に成人式が開催されました。委員の皆様にはお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。今回の式典では、やや私語が多い様子が見受けられましたが、進行を妨げるような行動はありませんでした。実行委員の皆さんの努力の結果だと思えます。

次に、1月22日に八木中学校の開校30周年を祝う会が開催されました。歴代の校長先生や開校当時から同校に関わられた方々が出席され、お言葉をいただきました。また、中学生が学校周囲の30年間の変遷をまとめたものを発表していただきました。流山市は30年間でこんなに変わってきたことを、私自身確認するとともに、こういった機会に自分の母校、友達、地域、お世話になった先生方を振り返ることは、非常に大切なことだと思えました。また、学校の前にあるシンボルツリーであるヒマラヤ杉が元気がない状態なので、記念事業の一環として手入れをするような取組をしていくことも考えています。このようなシンボルが学校にあって、それを見ながら振り返って新たなスタートを切るということも学校ならではのことだと思えます。

次に、1月23日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会の教育委員研修会が浦安市で開催され、奈良委員、加藤委員とともに出席してまいりました。この中で浦安市在住で、現在千葉県の教育委員をされている京谷和幸さんの講演がありました。この方は元Jリーガーで、交通事故によって現在は車椅子の生活をされています。サッカーからバスケットボールに転向され、日本代表の選手として活躍し、ロンドン五輪を目指して練習されています。障害があっても、それに立ち向かって乗り越え、自分ができることをやっていくという姿勢を強く感じました。それから、「頑張る」という字はあまり好きではなくて、「顔が晴れる」という考え方が好きだということは何度も述べておられました。胸を張って、前を向いて毅然と生きていくことが大切だということで結んでおられました。日本中の子どもたちがそんな生き方をできるようになればいいと思えますし、私自身も下を向くことなく、前を向いて歩んでいきたいと感じました。

次に、平成24年度から中学校の新学習指導要領が完全実施され、中学校の体育で武道が採用されます。市内の中学校では、各校とも柔道を選択しております。これに先立って、1月17日、19日に流山市民総合体育館柔道場で安全面に配慮した柔道指導をするための指導者講習を行いました。講師は千葉大学附属中学校の渡邊冬花先生にお願いし、保健体育科の教諭や体育の講師全員を対象に行いました。実は、平成14年から昨年までに、中学校と高等学校での柔道実施中の事故が全国で214件起きておりまして、去年は3名が死亡しております。慣れない生徒たちがいきなり柔道を始めたときに、全日本等で見

られる大技をかけたりすると非常に危険です。学習指導要領の本来の狙いはオリンピックを目指すような技の上達だけにあるのではないので、大外刈りのような大技は指導すべき内容ではないことも書かれていますので、その周知を図ったところです。本来の指導の狙いや目標を明確にして各学校が取り組むことについては、24日の校長会でも話し、各校長が指導の実態を自分の目で把握して対応するように指示しました。

私からは以上です。

委員長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

委員

除染計画についてですが、教育委員会関連では子どもたちが使う場所、通る場所になると思います。学校以外の通学路等については、一旦モニタリングをした上で除染計画を立てるという方向で動いているのでしょうか。

学校教育部長

現在、市全体の除染計画を策定中です。その中で優先順位をつけて、子どもたちが多く利用する場所ということで、施設では幼稚園、保育所、小中学校等のほか、通学路についても高い優先順位をつけて計画を策定することになると思います。この計画に載っていないと、国の補助金の対象にならないということになります。流山の場合は、地上5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルトとしておりますが、国の基準は小学校までは地上50センチメートル、中学校は地上1メートルとなっています。このため、場合によっては補助の対象とならない部分も出てくるかもしれませんが、それについては市の予算を使うことも含めて計画を立てております。通学路の担当は、市長部局の土木部で作業等の手配をすることとしております。当然、事前に放射線量を測定することになります。実際にいつ頃から実施するかですが、作業員の皆さんの安全の確保について、業者側も一定の手続きが必要ですので新年度からの実施ということになると思いますが、できるだけ早く実施に移りたいと考えています。

委員

基本的に、まずは知ることだと思うのです。それを踏まえた上でどうするかということを考えるべきです。道路には水勾配がありますから、子どもたちが通る歩道の部分は水が溜まる場所なのです。流山付近でも放射線量がかなり高い場所も点在しているようです。子どもたちが通るところは、一度モニタリングしていただけたらと思います。

それと、年明けから空中放射線量が高いのです。一時的に昨年5月くらいのレベルまで上がっている日もありました。市として空中放射線量を測定して

モニタリングしていくような仕組みはないのでしょうか。そして、それを公開し、どう判断するかは今後の課題だと思いますが、空中放射線量が高いということは内部被曝することになるので、子どもたちにとっては大きな問題です。今後も風向きによって高くなるということも考えられるので、子どもたちの安全について、もう一度考える機会があってもいいのではないのでしょうか。除染計画を検討する場面でも空中放射線量について議論する機会を設けていただければと思います。

学校教育部長

空間放射線量については、月1回のペースで各学校5地点で測定し、ホームページで公表しております。9月以降は、積算線量計を配付して、月ごとに集計し、年間トータルに換算して1ミリシーベルトを超える学校がないかどうか確認しています。現時点では、高い学校でも0.3ミリシーベルト程度です。

委員

それは地面からの放射線です。問題は、空中に飛んできているものなのです。言葉を換えると大気中放射性物質というもので、これが日によって変わります。ですから、今後もモニタリングしていくことを検討していただければと思います。

委員長

ほかに御意見はございますか。

委員

1月23日の教育委員研修に参加させていただきました。Jリーガーだった京谷さんのお話は「夢を叶える」というテーマでした。夢を持つということで、実力以上のものが出ると言いますか、発揮される力の度合いが全然違うということをおっしゃっていました。小学生のときからJリーガーになるという夢を持って頑張ってきて、Jリーガーになったときに夢がなくなってしまって、やる気がなくなっていた時に交通事故に遭われて、それから再び夢を持つに至るというお話をされていました。足が使えなくなるという宣告を受けた日に、どん底の中で朝まで泣き続けて、朝になった時にお腹がグーッと鳴って、その時に初めて自分は一人では生きていけないということに気づいたそうです。それまでは、自分の力でここまで来たと思っていたのが、そうではなかったということです。いろいろなところで夢を持つきっかけがあるということと、あまり与え過ぎてはいけないということがありました。何でもやってあげると気がきかなくて来ないということがわかりました。ありがとうございました。

委員長

ほかに何かございますか。

(特になし との声あり)

委員長

それでは、私から2点ほど申し上げます。先ほど教育長から平成24年度から始まる中学校の武道の柔道のお話がありました。先日、名古屋大学の先生による今までの事故データの公表ということについて、文科省が待ったをかけたという話を耳にしました。先ほど教育長から、オリンピックを目指すことだけではなくて、日本人として武道という「道」の精神を持つことを教えるように校長会で話されたということで、ありがとうございます。子どもたちがスポーツをすることの楽しさを感じることが大事だと思うので、それにより怪我をして一生の問題になるようなことは避けたいと思いますので、御指導をよろしくお願いします。

それから、流山市では各家庭及び自治会に放射線量の測定器の貸出しを行っていると思います。そうしますと、今は学校で期間を決めて測定したり、積算線量を推計したりしておりますが、各家庭や自治会等で集めたデータを共有できないものでしょうか。先ほども話題になった隠れたスポットも見つかるかもしれませんので、市全体の流れの中で対応をとっていただけると、学校にとっても子どもたちにとってもありがたいと思います。

それでは以上で教育長報告を終了します。

これより議事に入りますが、議案第2号「流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、議案第2号については、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告(4)の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

委員長

御異議なしと認めます。

議案第2号につきましては、非公開とし、各課等報告(4)の後に審議します。それでは議事に入ります。

議案第1号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(説明)

学校教育部長

(説明)

委員長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
委員	この中の目標は、どの時点でどういうプロセスで立てておられるのでしょうか。つまり、評価というのは目標があってそれを達成したかどうかだと思うのです。この評価書は市議会に提出するわけですよね。そうすると、目標をこのように立てましたということは市議会には出しているのですか。
学校教育部長	目標を議会に報告するということはありません。
委員	ちょっとよろしいでしょうか。流山の教育の中長期の計画の中に平成22年度版というものがあって、それぞれの年度で区切って目指すべき項目は上がっている上で平成22年度の目標が設定されていると思います。一番最初の基本計画はここで報告されていると思います。
委員	「幼稚園教育の充実」という項目があります。ここでいう幼稚園には私立幼稚園も含んでいるのでしょうか。
学校教育部長	市立幼稚園だけです。
委員	幼児教育支援センターのポリシーをどの程度私立の幼稚園に反映させることができるのでしょうか。と言いますのは、私立幼稚園は市町村の管轄ではなくて、県の管轄ですよね。市の教育委員会がどんな立派な立案をしても、私立幼稚園には及ばないということなのですか。
学校教育部長	私立幼稚園のそれぞれの教育内容に立ち入ることはできません。ただ、共通の課題、例えば特別支援を要する子が入園してきた時にどう対応するかとか、私立幼稚園に通わせている保護者からの相談を受けたりして、課題の共有をしております。
委員	幼保の充実の仕方は、国民的大論争になっています。幼保一元化はなかなか実現できません。しかし、流山市として独自の考え方はできないのでしょうか。幼稚園の経営者は、幼保一元化に懐疑的な傾向があるようです。しかし、今日、日本で求められていることは、幼児から小学校低学年に至るまでの保育と教育を合わせたことをやるのが、国民共通の認識になりつつあると思うのです。せつかく幼児教育支援センターを作るのですから、私立の幼稚園に通っている

園児の保護者は流山市民なのですから、もっと幼保一元化に協力してくれるように私立の幼稚園にアプローチすることはできないのでしょうか。その視点がなければ、幼児教育支援センターと市立唯一の幼稚園を建てても意味がないのではないですか。

学校教育部長

幼保一元化については様々な議論がある中で、私ども教育委員会として現時点では、幼保一元化が幼児教育の課題の解決につながるとか、市としてそこを目指していくという明確な方針はありません。

委員

市議会で、この時点で新しい市立幼稚園を作るのであれば、まだ法改正はされていませんが、こども園の設立を目指すべきではないかという質問がありました。今、市としてそういう方向を目指すところには至っていないというお話でしたが、どうかその方向を目指すことを希望します。

それから、「発達障害専門カウンセラーによる相談の充実」という項目があります。これは非常に重要なことだと思います。ただ、なぜここに学童クラブを入れないのですか。私が常々思いますのは、保育と小学校低学年の教育があまりにも分断されていて、保育の側は非常に困っているのです。要するに、発達障害の子が大勢学童クラブに入ってきていて、学童クラブの指導員は手探りで対応しているのです。その子どもたちが通っている学童クラブは同じ小学校の中であって、同じ小学校の子どもたちなのです。学校の先生方は、放課後になってしまえば発達障害の子どもがどうなっているのか全く関係しないということが起きているのです。これくらいのことならば、法改正がなくとも市の教育委員会と子ども家庭部が協力し合って対応すれば、解決するのではないのでしょうか。

教育長

おっしゃるとおりでして、小学校に通っている子どもたちが学童クラブに通っているわけです。ただ、よく言われることですが縦割りによる弊害があります。ここに書いてあるのは平成22年度の評価であって、こういった御意見をいただくことによってそれを踏まえて子ども家庭部と協議してまいります。カウンセラーが学童クラブに行ってはいけないということはないと思いますので、検討したいと思います。

委員

例えば、学校の先生は発達障害を持つ子どもを見ているわけです。その子どもがどのような行動パターンをするのかを学童クラブの指導員に情報提供するとか、もう少し積極的に動いていただければと思います。

教育長

その日の子どもの様子について連携をとっていき、場合によってはカウンセラーを置くことも考えたいと思います。

委員

和光市の学童クラブは、教育委員会の生涯学習部が担当しているのです。学童保育を学校の延長として考えるか、家庭の延長として考えるか、両方あると思うのですが、学校の延長と考えるのであれば、教育委員会が担当するという考え方もあると思うので、是非、研究していただきたいと思います。

委員

今の議論は、この評価書の目的を突いたものだったと思います。この評価書の趣旨を考えれば、目標設定を具体的にすること、それを実際に運営している者が目標達成に対してどれほどの充足度、達成度があったかを理解すること、さらにそこから課題を明確にして、次の方向に対して修正が行われることを誘導することが目的だと思います。その観点から言えば、例えば5箇年計画の中の本年度がどこに該当するのかというマップが必要なのです。5年経ってそれが評価されたか、あるいはそれをきちんと管理して本来の目的に対して行われたかということ、見るべきマップがこの前に必要だと思うのです。その上で、その中の項目が具体的にこの中に上がってくるわけです。この評価書自体は、この数年で具体性が上がって素晴らしく良くなっていると思います。実際の目標と具体的な達成度も数字レベルで出ていて、非常に明確で良いと思います。逆にそうすると、これからやるべき課題が明確になるし、計画に対する見直しが必要になることもあると思うのです。全てがバラ色である必要はなくて、計画としては考えたけれども、取り組んだ結果見直しをすとか、打ち切るとか、別の項目に振り替えるとか、具体的な変更点が明確になって、何を変えていくべきかという課題が明確になることが大事なのです。例えば、この中でも「見直しが必要である」とか「検討が必要である」とか書いてあるのですが、昨年度の評価書を見たときに、そこに「見直しが必要である」と書いてあったものが今年度反映されたのか、基本計画は変わったのか、目標設定は変わったのか、議論はされたのかというところが非常に重要なポイントだと思うのです。そこから考えると、今のような個別の具体的な問題がこれまで流山の教育の基本計画の中で議論されないできているのであれば、それをビジョン策定の中に反映させていき、随時、基本計画すらも見直し、あるいは改編を図り、より精度の高いものにしていくためにこれを使われたらいいと思います。先ほどのような具体的な大きな案件については、議論する場を個別に設けたらどうかと思います。

委員

前年も指摘したのですが、目標及び取組内容の部分に目標が書かれていない

のがほとんどなのです。目標とはゴールなので、いつまでにどんな姿に到達する、どんな数値を実現するという数値を必ず書くことが必要です。取組結果というのは、その目標に対して何パーセント達成されたかを書かなければならないのです。そうでないと、やったことイコール目標みたいになってしまいます。公共事業の悪いところで、インプットイコールアウトプットみたいな面があって、22年度のゴールと手段を明確に分けて書くことが必要だと思います。課題についても、目標に対してどうで、目標が達成されなかったとしたら取組内容が悪かったのではないかとか、目標の設定が悪かったのではないかとということを書くべきだと思います。目標にも評価にも出てきていないことが課題に出ていることもあるので、そういうことは課題として出さなくても、今後政策を考える時に課題を出せばいいのであって、これが達成されたかされなかったかをもとに課題を書かないといけないと思います。要するに、目標を数値で書くという姿ができていないと思います。それから、取組結果というのはアウトプットあるいはアウトカムだと思うのですが、インプットを書いている部分があります。例えば、専門員を何人派遣できた、それによって生徒の理解度がどれくらいアップしたということがアウトカムだと思うので、そのあたりの狙いまで目標として書くべきだと思います。目標及び取組内容に「何々を図る」とあるのは詳細項目の説明に過ぎないので、目標を明確にしないと評価もできないことになります。それと、市全体の事務事業評価との関係はどうなっているのですか。

生涯学習部長 事務事業評価は政策ごとに目標があって、数値化されています。あちらはかなり大きな括りでやっていますが、これは細かい施策ごとにやっております。

委員 そちらの政策評価の目標を書き写して、そのために細かく何をしていくかということでもいいのではないかと思います。

委員 目標設定に関しては、正に本質論だと思うのです。今の現状の基本計画プラス年度計画の計画設定の段階の目標達成度の成果目標の立て方がそのフォームになっていないような気がします。計画の段階でその部分を明確にしないと、今の段階で流し込めないのだと思います。年度計画等をどう作っていくのかというところの議論があってもいいのではないのでしょうか。それともう一つは、継続性が高く、数値目標を立てにくいというか、概念的な目標達成のものと、比較的数値化しやすいものと、計画の段階で明確に分けて計画管理をした方がいいと思います。

委員

実際には教育長がマネジメントをして実行に移していくのですから、教育長がどういう目標の与え方をして、その汲み上げた結果をどういうプレゼンテーションを議会にするかという問題だと思います。私の感じ方とすれば、生の仕事の内容が反映していいのではないかと思います。

もう一点申し上げたいのは、「学校評価の推進」の部分です。各学校に学校評価委員会があるのですが、先生の教え方や学校の中が和やかかどうかといった評価はしているのですが、肝心の学力がどれだけ上がったかという評価がされていないのです。学力が上がっている客観的事実があるのかというと、なかなか説明しにくい問題なのです。これは、現場で実際に働いていらっしゃる先生方も実際にそれを説明できる形、具体的には全国一斉テストとか入学試験の結果だけでしか表示できないと思いますが、御自分がおやりになっている仕事の成果として、学力がどれだけ上がったかという評価の仕方を研究していただきたいと思います。

教育長

学力とは何かというところから端を発していて、文科省が全国学力学習状況調査というものをやっております。これは、国語と算数（数学）だけなのです。学校というのは、総合的にあらゆる教科とか領域を指導する中での学力の向上が大事だと思います。そこの部分がなかなか明確にできません。楽しく学校に行けてますかとか、非常に情意的な内容の評価で終わっていることが多いのです。私は、学力、体力、気力の充実を掲げており、3年後に10パーセントアップを目指しておりますが、そのためには今年は何れくらいのレベルであるというものを持っていないといけないので、基準を揃える必要があります。先ほどの評価項目もそうだと思うのですが、元々5箇年計画があって、項目を作るときに様々な部署が議論をしながら積み上げていきます。それをどうやって達成していくかという部分は、後付けになっていることもあるかと思います。いわゆるマネージメント的な目標の立て方ではないものもあるのではないかと思います。教育界はそういう部分が非常に多いものですから、今の委員のお話は私も取り入れていきたいと思っています。

委員長

評価の書面のあり方、目標の立て方等についていろいろな御意見がありました。皆さんの思いは、子どもたちをいかに成人に近づけていくかということと、各科目のうち5教科というものがあって、かつて、受験のために音楽や美術は要らないという保護者がいたのですが、コメンテーターの方が「床に幅10センチメートルの線を引いたらその上歩けますか。歩けますよね。それでは5メートルの高さの10センチメートルの平均台の上は歩けないでしょう。それは、人間の持つ心の幅というものを主要科目以外のもので育てていくのです。」

という言葉がありました。そういったことも考えまして、目標達成に向けて努力していただきたいと思います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

委員長

御異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号を議題とします。平成23年12月24日付けで、「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」として本市教育委員会に提出されました。請願の処理につきましては、流山市教育委員会会議規則第26条の規定により、教育委員会において採択又は不採択を決定し、理由を付して請願者に通知することになっております。委員の皆様には事前に請願書の写しをお配りしておりますが、事務局から請願書の趣旨説明をお願いします。

指導課長

お手元の資料にありますように、平成23年12月24日付けで請願書が提出されました。請願者は、福岡県遠賀郡遠賀町上別府2008-5 宗教法人 おんが おんがまち 本門立正宗 ほんもんりっせいしゅう 代表役員 中川晃荘氏でございます。

御覧のとおり、全16ページに及ぶ長い請願書でございますので、ここでその趣旨を述べさせていただきます。

(その1)

極めて強い宗教色を有し、憲法第19条及び第20条の明白な違反となる次の教科書の即時不採用を求める。

中学校英語教科書

ア 開隆堂出版2年生用

不良少年セージオ・ベニスが牧師になった話

イ 開隆堂出版3年生用 マザーテレサの話

ウ 学校図書出版2年生用 マザーテレサの伝記

エ 学校図書出版3年生用 修学旅行の様子

オ 三省堂出版3年生用 キング牧師の夢

カ 東京書籍出版2年生用 新垣勉の生い立ち

(その2)

クリスマス行事等特定の宗教に係る行事に生徒児童を強制的に参加させないこと。

請願書の概略は以上でございます。

委員長

本件について、委員の皆様の御意見をお願いします。

委員

じっくり読ませていただきました。この請願者は、同じような請願書を全国の地方公共団体の教育委員会に何度も出しているようです。各教育委員会は、中立を侵して憲法に違反するような教育はしていないという結論を出しているようです。私は、異なる点からこの請願は不採択にすべきだと考えます。その理由は、確かに憲法には思想の自由、良心の自由を侵してはならないと書いてありますが、一方で、学校で宗教をどう扱うべきかについては教育基本法第15条に「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」と規定されています。この項目について教育基本法に盛り込むことについて、中教審でいろいろ議論されたときに、宗教に対して中立的な教育は大事だけれども、宗教が持っている情操面は人格形成上非常に重要であり、無視することはできないという議論がなされた結果、この項目が盛り込まれたということです。この請願書を読んでも、自分たちの宗教が一番正しいということを述べているわけです。それはそれでいいのですが、いろいろな宗教が持っている教義に対して、教養を深め、知識を深め、それについて考えてみるという態度を学校教育上培うことは大事だということを、教育基本法が定めているわけですから、ここにあるマザーテレサというノーベル賞を受賞した人の行動がカソリックの持っている教義を行動の原動力としてやったということ自体を教育の場で教えることは、決して基本的人権に反しているわけではないし、むしろそういうことは必要なことなのであって、同じように修学旅行で東大寺の大仏殿に行ったことはけしからんと述べていますが、東大寺の大仏殿はただ造られたわけではなくて、宗教的動機が大きなエネルギーとなって建立されたのであって、ここに行って勉強することは大事なことなので、そういう意味で教育の中立性云々ではなくて、教育における宗教の扱いはもっと寛容であるべきだと思いますので、これを許さないという請願の趣旨には私は反対ですから不採択にすべきだというのが、私の意見です。

委員長

ほかに御意見はありますか。

委員

修学旅行のケースを宗教的観点の押付けであるというのは、例えば東大寺であっても、神社仏閣であっても、国宝と言われる所と宗教的儀式を直結させるべきではないと私も思います。ここで書かれている一つの問題点というか投げかけられている点は、宗教的なものの押付けになってはいないか、ということ

だと思っております。選択権が学生に与えられない、それが学校から一方的に与えられるものであれば、容認されるべきではないという趣旨にもとれると思っております。例えば、生徒が宗教的なバックグラウンドを持っていたとしても、学校はそれを排除しないという立場と、ある学校が選択したものを正規の授業の中に取り込んでいくというものを一方的押付けという理解だと思っております。東大寺に行くことが宗教的儀式になるのかということ、それは違うと思っております。それから、クリスマスの行事に関してもこれを宗教的儀式と位置付けていますが、今の日本人にとってのクリスマスの行事は何かということ、宗教的儀式と直結して考えるべきではないと思っております。その部分は明確にして、宗教的意図ではないということで、この請願は認めないということではないかと私は考えます。

委員

私も同じですが、他人の物を盗んではいけないとか、親孝行しましょうとか、困っている人がいたら助けましょうとか、当然のことも宗教の中に入ってますよね。教育上必要なことを主張しているだけであって、何か偏りのある主張をしているのでなければ、使ってはいけないものではないと思っております。

委員

この請願は、自分の教義を謳い上げている請願のような気がします。他の宗教に対しても寛容にまんべんなく理解する宗教教育をするということが、日本の教育基本法の考え方だと思っております。広く宗教的教養を高めて、それに対して寛容になりなさいということが教育基本法の精神だと思っております。この請願書は、逆のことを述べているような気がします。

委員長

委員の皆様のご意見が出尽くしたと思っております。日本の精神的な現状を考えますと、社会通念上のいろいろな行事があります。奈良の大仏も、人民の健康祈願のために造営したということも原点にあると思っておりますし、教育基本法に則っていろいろな精神をみることも必要だと思っております。

委員の皆様のご意見を踏まえまして、請願第1号については不採択ということに決定してよろしいですか。

(異議なし との声あり)

委員長

御異議なしと認めます。よって請願第1号は不採択に決定しました。

次に、各課等報告を教育総務課からお願いします。

小中学校併設

(仮称) 新市街地地区小中学校併設校基本計画について説明

校建設準備室  
長

委員長 次に、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

- 1 主催事業について
- 2 後援事業について

委員長 次に、公民館からお願いします。

公民館長

- 1 主催事業について
- 2 共催事業について
- 3 指定管理者主催事業について

委員長 次に、図書・博物館からお願いします。

図書・博物館  
長

- 1 主催事業について
- 2 後援事業について
- 3 指定管理者主催事業について

委員長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

委員長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。  
続きまして、先ほど非公開と決定しました議案第2号の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第2号「流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例の  
原案について」

教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(非公開案件終了)

委員長 以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしま

した。その他協議する事項がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

委員長

それでは、次回の教育委員会議につきまして、事務局からお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は、2月13日(月)午前10時からとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(次回の日程等協議)

委員長

次回の教育委員会議は、2月13日(月)午前10時から開催することとします。

以上で、平成24年流山市教育委員会議第1回定例会を終了します。

(閉会 午後0時10分)